

令和5年度 就労証明書記入前にお読みください

就労証明書は、就労のため保育所等の利用を希望される方の就労状況を確認するためにご提出いただくものです。このほか利用申請には申請書類一式が必要です。

きょうだいと同時に申請する場合は、年齢の低いお子様に「就労証明書」の原本を、年齢の高いお子様にコピーを添付してください(その際、年齢の低いお子様に原本を添付している旨、記載をお願いします)。

間違いやすいので要注意！！

- ・1日あたりの勤務時間は、休憩を含めた時間をご記入ください。
- ・勤務実績は、有給休暇を含めた日数をご記入ください(雇用されている方)。
- ・勤務実績は、給与の締日に関わらず当月1日から末日までの就労日数をご記入ください。
- ・訂正する場合は修正液を使わず、二重線で訂正をしてください。

【雇用されている方】育児休業中や復職したばかりの方の就労実績はどう書けばよい？

パターン1 利用開始希望月の基準日時点及び申請時点で産休・育休中の方

- ・産休取得前6か月分の就労実績を記入します。
- ・保育所等を利用するためには、利用開始月中に育児休業を終了する必要があるため、No.13「入所が内定した場合の育児休業の短縮可否」、該当箇所を選択してください。

※産休・育休前や途中で産休・育休以外の休暇を取得していた場合、その旨と期間を⑫その他特記事項欄に記入してください。

※第1子・第2子の産休・育休を続けて取得された場合には、両方の産休・育休期間を記載の上、第1子の産休取得前6か月分の就労実績を記入してください(第3子以降も同様です)。

パターン2 利用開始希望月の基準日時点では産休・育休中だが、申請時点では復職済の方

・記入月から直近6か月分の就労実績を記入します。直近6か月の間に産休・育休が含まれる場合には産休・育休取得月を除いた6か月の実績を記入してください。

- ・No.13「育児休業の取得(予定)期間」の欄に、取得済の育児休業期間を記入してください。

※第1子・第2子の産休・育休を続けて取得された場合には、両方の産休・育休期間を記載の上、その期間を除いた6か月分の就労実績を記入してください(第3子以降も同様です)。

パターン3 利用開始希望月の基準日時点ですでに復職済の方

- ・パターン2に同じ

【基準日とは】
保育所等の利用調整にあたって保護者の就労状況などを判断する時点のこと
利用開始希望月の前々月末日が基準日になります。
※4月入所は別途基準日がありますのでご注意ください。

新型コロナウイルス感染症に関連して就労実績が減っている場合どう書けばよい？

・備考欄に減少している理由と減少している期間を記載した上で、減少している月数分を遡った実績を併せて記入してください。

(例) 利用開始希望月：6月 基準日：4月末 記載日：令和5年4月26日
勤務実績減少期間：令和5年1月12日から令和5年3月12日まで(3か月分)
⇒No.11「直近の就労実績」欄には記載日から直近6か月間(R4.11~R5.4)の実績を、
備考欄にはNo.11で記載した実績のさらに前の3か月分(R4.8~R4.10)の実績を記入